

<国連 国内避難民の人権に関する元特別報告者 セシリア・ヒメネス＝ダマリーさんのメッセージ>
公開市民シンポジウム第3弾「人権と司法 ～揺らぐ「最後の砦」を前にして（2025.6.15）

このメッセージをお伝えできることを光栄に思います。私はセシリア・ヒメネス＝ダマリーです。国際人権弁護士であり、国内避難民を含む強制移住問題の専門家です。また、2016年から2022年まで国連から任命され、国内避難民の人権に関する特別報告者を務めました。

私は特別報告者として、日本政府の招待を受け、2022年9月26日から10月7日まで日本を訪問しました。この間、福島を2日間訪問したほか、市、地区、県、国レベルで日本政府と協議を行い、国会議員から意見を聴取し、避難者、市民社会、弁護士から数多くの証言を得ました。この公式訪問は、2011年の福島原発事故によるいわゆる「避難者」（より正確には国内避難民）の人権の現状を評価することを目的としていました。2023年6月に国連人権理事会に提出した報告書には、避難民（国内避難民）の人権を国際基準に基づいて徹底的に評価し、その結果、国際基準で奨励する事例に基づく勧告が含まれていました。

2011年3月の東日本大震災と津波に続く福島第一原子力発電所の事故は、まさに日本国史上、前例のない壊滅的な出来事であり、47万人以上が避難を余儀なくされました。その後、避難者の大半が自宅に帰還または再定住しましたが、原子力災害によって避難した数万人もの人々は、放射線とその健康への不確実な長期的影響への恐怖、そして基本的な公共サービスへのアクセスへの懸念により、依然として不確実な将来に直面しています。

報告書では次を勧告しています。

VI. 結論

96. 前例のない大災害に直面し、緊急対応の迅速性と規模、国内避難民が賠償を請求するための複数のルートの確立、災害後の国内避難民へ国、県当局が支援を行っていることは賞賛されるべきである。しかし、日本政府が県の復興に焦点を移すにつれ、災害に関連する人権問題であるにも関わらず、保護と支援策、特に住宅援助や精神的苦痛への賠償は時間の経過とともに縮小された。避難を続けることを望む避難者、特に支援が少ない「自主的」避難者は、帰還するようとの経済的、社会的圧力を感じている。

97. 『福島原発事故』からのすべての避難者は、指示による避難であろうと、原子力災害の影響への恐怖による避難であるかを問わず、避難者として同じ権利を持つ国内避難民である。すべての国内避難民は、どのような持続的な解決策を追求するかについて意思決定するために、必要な情報を取得し、自らの意思によって決定する権利を有するが、これらは移動と居住の自由の権利に由来する。『国内避難に関する指導原則』は、すべての国内避難民が国内の別の地域で安全を求め、生命や健康が危険にさらされる可能性のある場所への強制帰還から保護される権利を確立しており、国内避難民が自発的、安全かつ尊厳を持って帰還できる、あるいは自発的に他の場所に定住できる条件を確保する第一義的な義務と責任を、政府が負うというものである。日本のすべての住民の安全と平等な保護は日本国憲法によって保障されている。

98. 『国内避難民のための持続的な解決策に関する枠組み』は、国内避難民が誰からも強制されずに、この自発的に安全かつ尊厳をもって帰還または他の場所への定住の選択を確実に行使できることを当局に義務付けている。強制には、意図的に誤解を招く情報の提供、特定の選択への支援、持続的な解決策につながる最低条件が確立される前に支援の終

了期限を恣意的に設定するなどの暗黙の形態の強制も含まれる。この観点から、放射線は心配ないとする情報のみを提供し、避難民よりも帰還者に手厚い支援を行い、帰還に十分な条件が整う前に国内避難民への支援を終了することは、国際法の基準に反し、持続性のある解決策の選択と避難の権利を侵害するものである。

99.『福島原発事故』の文脈では、長期的な影響がよく分からない放射線レベル、帰還地域での生計手段、教育、医療、必要不可欠なサービスの欠如、限定された範囲での除染、帰還した国内避難民の人権にも影響を及ぼす課題を考慮し、多くの国内避難民は依然として帰還に消極的である。持続的な解決策と元の生活への回復を確保するには、事実を包み隠すのではなく、対処することが重要だ。多くの国内避難民が日本の他の場所で永住する権利を行使する可能性があることを認識することも重要である。これらの国内避難民は、この選択によって差別されるべきではなく、定住を可能にするために、その避難が「自発的」であるか「強制的」であるかに関係なく、平等な条件で支援と損害賠償を受けるべきである。

100.全体的な勧告として、特別報告者は日本政府に対し、『福島原発事故』により国内避難民となったすべての人々、特に避難を継続している人に焦点を当てた保護、人道支援、持続的な解決策について人権に基づくアプローチを断固として採用するよう要請する。

101.この根底にあるものとして、特別報告者は、すべての行政および立法政策とその実施において、「強制的」国内避難民と「自主的」国内避難民との間の差別的区別を完全に撤廃することを強く勧告する。

102.日本政府の人権に関する国際公約、『国内避難に関する指導原則』および『国内避難民のための持続的な解決策の枠組み』に沿って、特別報告者は、『福島原発事故』からの避難民が直面する特定の人権課題に対処するためにセクションVで行われた勧告を、繰り返し表明する。

これらの勧告は、私の訪日を支援してくれた市民団体によって日本語訳され、ウェブサイトに掲載され、冊子にまとめられ、裁判や大学の授業でも活用されていると聞きました。

国内避難民や福島原発事故の被災者の状況が依然として悲惨であるにもかかわらず、皆様が被災者の権利のために闘い続け、私の公式報告書をこの目的のために活用してくださっていることを知り、心温まります。

日本政府は報告書のフォローアップに同意すると表明しているにもかかわらず、勧告を受け入れておらず、状況の改善も見られていないと報告を受けています。日本の司法当局が、私が行った現地調査だけでなく、国際人権基準に則った国際法の解釈に基づく調査結果を事実上却下したことに、私は失望しています。

また、福島県は裁判において、「（国内避難民に関する）指導原則は、国連の単なる一委員会が作成した意見に過ぎず、条約や国際慣習法といった法源とはみなせない」とし、「報告書には法的拘束力はない」と主張したとの情報を得ています。これは、国際人権法に関する驚くべき誤った認識です。なぜなら指導原則は、強行規範（国際法上いかなる逸脱も許されない規範）と条約法に既に存在する、主に拘束力のある国際規範の複合的な枠組みであるという国際的な承認を反映していないからです。また、この認識は、国連特別報告者の勧告は確かに「勧告」と呼ばれていますが、それは現場の現実に基づいた国際人権法の**実際**の実施に基づく勧告であることを理解していません。

2023 年 8 月に発表された国連人権とビジネスに関する作業部会の調査後声明では、救済へのアクセスと国内司法メカニズムに関するセクションの問題点が指摘され、裁判官と弁護士に対する広範な人権研修の義務化が強く勧告されました。私はこの提案に強く賛同します。

特別報告者は、国連人権理事会によって任命され、特定の国または問題における人権状況を調査、監視、報告し、勧告を行う専門家です。いかなる政府や組織からも独立した個人の立場で活動し、給与やその他の金銭的報酬を一切受けず、中立的な立場で職務を遂行します。特に、訪問を通じて、政府、民間セクター、NGO、そして被害者から得た情報を活用し、人権侵害に対処します。この制度の権限は、国連憲章に基づいています。

その勧告や意見は、日本も批准し履行義務を負っている人権条約を含む国際人権基準に基づいており、国際法を反映しています。

他の国々では、政府が特別報告者と対話を行い、その勧告を受け入れ、自国の人権状況を改善してきました。また、新たな国内法の起草に際して、特別報告者からの意見を求める場合もあります。実際、指導原則を具体的に認識し、国内法に組み入れる国が増えています。

日本は大規模な自然災害が頻発する国であり、誰もがいつ国内避難民になるかわかりません。14 年前に発生した福島原発事故もそのひとつであり、原子力災害もそのひとつです。国内避難民が発生した場合、日本の人々の人権が保障され、尊厳ある生活が送れるよう確保することは、日本、そして国連加盟国としての第一義的な責任です。実際、日本は、福島県や関連自治体を含む政府、行政機関、司法機関、裁判所を通じて、国際法の下で履行すべき国としての責任を負っています。

福島原発事故による避難者の人権が確実に保護され、履行されることは、今や不可欠です。国内避難による影響は依然として続いています。実際、国内避難民に関する国際的な指針は、避難民が経験する人権問題が残っている限り、政府にはそれらの人権を保障する責任が存在し続けると明言しています。これは福島原発事故による避難者の場合も同様です。2022 年の日本公式訪問で示された勧告は依然として有効であり、履行される必要があります。

ご清聴ありがとうございました。